

議案第 8 1 号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改め、同条第2号中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の亀山市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の亀山市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。